建設部指定管理者の候補者選定委員会設置要綱

（設　置）

第１条　建設部の所管する公の施設の指定管理者の候補者の選定を適正に実施するため、建設部指定管理者の候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組　織）

第２条　委員会は、外部委員を含む委員５名以上の委員をもって組織し、次に掲げる者の中から選任する。ただし、委員の過半数は外部委員とする。

（１）外部の有識者

（２）公募に応じた者

（３）建設部次長（事務担当）

（４）前各号に掲げる者のほか、委員長が指名した者

（委員長）

第３条　委員会に委員長を置き、委員長は建設部次長をもって充てる。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会　議）

第４条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

（審　査）

第５条　委員会は、建設部所管の公の施設に係る指定管理者の指定の申請をした者について、選定基準等に基づき審査し、知事に意見を述べるものとする。

（関係職員の出席等）

第６条　委員長は、必要があると認めるときは、関係職員及び申請をした者の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶　務）

第７条　委員会の庶務は、建設政策課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年７月１日から適用する。

２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。